

## 東日本大震災から10年 ボランティア、被災地との「絆」発信事業 ～ビデオレターで今の想いを伝えよう～に係るビデオレターの募集について

復興庁では、コロナ禍において、東北被災地への往来が難しい中、東日本大震災のボランティア参加者や被災者の声を集め、発災から10年の節目に復興の軌跡を辿り、その「絆」を全国に発信し、今後のボランティア促進に寄与する取組を行います。

つきましては、下記実施概要及び別紙募集要綱に基づき、ビデオレターを募集します。

### 《実施概要》

#### (1) 募集作品テーマ

東日本大震災のボランティアの方から「今は訪問できないが、引き続き応援している」という東日本大震災のボランティアに参加した人からのビデオレターとなる15秒の動画、被災3県から「被災地の住民・被災地は今こうなっている、被災地の復興はここまで進んだ」という被災地からのビデオレターとなる15秒の動画を募集します。

応募された作品については、事務局で確認した後に復興庁公式 YouTube チャンネルへ掲載されます。

#### (2) 応募部門（応募資格）

ア 被災地へのビデオレター（東日本大震災のボランティア参加者）

イ 被災地からのビデオレター（被災3県在住（被災）者）

※ 応募作品は、ア、イ各1作品までとします。

#### (3) 応募先

「東日本大震災から10年 ボランティア、被災地との「絆」発信事業事務局あてにメールで御連絡をお願いします。折り返し、事務局より共有ストレージ（応募作品登録先）のあて先、共有ストレージ利用簡易マニュアル等、応募用資料を返信しますので、応募作品の御登録をお願いします。

#### (4) 応募期間

令和3年1月6日（水）～令和3年1月31日（日）（必着）

※ 期間最終日までに応募作品が提出された分とします。

#### (5) 応募作品基準等

ア 応募時間

15秒以内の動画

- イ 応募時における規約等の遵守  
作品応募に際しては、YouTube の利用規約およびコミュニティガイドラインに従ってください。
- ウ 応募作品へのクレジット表記  
原則不要

(6) 応募に当たっての注意

- 本取組の趣旨に沿ったビデオレターとなっていること。
- 視聴者が惹きつけられるようなビデオレターとなっていること。
- 著作権、肖像権等の法令及び別紙募集要綱の内容が守られていること。
- そのほか、応募作品の対象外となる例は以下のとおりです。
  - ・ YouTube の利用規約等を遵守していない動画
  - ・ 公序良俗に反する動画
  - ・ 政治活動、宗教活動に該当する内容や表現が含まれている動画
  - ・ 特定の企業、団体、製品等の公告が含まれている動画
  - ・ 特定の個人、企業、団体等を中傷する動画やプライバシーを侵害する動画
  - ・ その他、募集テーマにふさわしくないと事務局が判断した動画
  - ・ 他のコンテストで受賞・入賞した動画 など

上記のことが守られていない動画は掲載いたしませんので御留意ください。

(7) その他

- ア 応募に関わる通信費、接続費等、諸経費は応募者の負担となります。
- イ 応募後の作品の編集は原則不可とします。
- ウ その他詳細については、別紙募集要綱を御覧ください。

【問い合わせ先】

東日本大震災から10年 ボランティア、被災地との「絆」発信事業事務局  
(復興庁ボランティア・公益的民間連携班)

E-mail: [g.fukkovideoletter.r3y@cas.go.jp](mailto:g.fukkovideoletter.r3y@cas.go.jp)